

帳合之法 卷之三

福澤諭吉訳

訳者付記

第二編の本式（注1）では、諸帳簿並びに書類の数も次第に増え、その名称については複雑になるう。また、英文を読むことのできる人は、原書を見て自分で疑問を明らかにすることもできようが、この訳書では各単語を次のように訳した。学習者に解りやすくするためにその例を示すと左記のとおりである。

帳合	ブックキイピング	
帳面	ブック	
略式	シングル・エンタリ	あるいは、単記と訳すもよし
本式	ドッブル・エンタリ	あるいは、復記（注2）もよし
借	デビット	
貸	ケレヂト	
取引	トランスアクション	
商売	ビジネス	
勘定	エツカヲント	
差引又は掛け	ヲヌ・エツカヲント	

元金	カピタル
利足	インテレスト
元入	インウエストメント
日記帳	デイブック
大帳	レヂヤル
金銀出入帳	ケシブック
売帳	セイルブック
清書帳	ジョルナル
仕入帳	インウエントリ
送状	インボイス
手形帳	ビルブック
手形	ビル又は「ノヲト」
商売品	メルチャンダイズ
平均又は残金	バランス
平均改	トライヤル・バランス
元手又は手当	レソウルス
払口又は引負	ライエビリチ
利益	ゲエン
損亡	ロス
平等付合	エクキリブリユム

平均表 バランスシート
為替又は両替 エキスチヤンジ

(注 1) 『本式』 「複式簿記」 のこと。ここではあえて原文のまま表記した。
以後、「複式簿記」と訳す。

(注 2) 『復』 現在は「複」の字を使うが、当時は「復」を使っていた？

帳合之法 卷之三

第二編 複式簿記

福澤諭吉訳

総論

一 単式簿記で帳簿を付け、勘定を作成することを形式・手段とすれば、複式簿記で帳簿を付けることを学問と言わずして何であろうか。真にこれを学問とすべきである。単式簿記でも商取引の様子を明らかにすることは申し分のない手段であるが、複式簿記は商取引の内容を明らかにして、その正しい証拠を示すだけでなく、詳細な計算によって収益と費用に至る経緯を表すものである。

二 単式簿記と複式簿記の異なるところはその一点にある。さらに、単式簿記においては、取引の結果を知るために大帳、金銀出入帳、手形帳あるいはその他の小帳（注3）から総勘定を作成するが、複式簿記では資産、負債、収益、費用をすべて大帳一冊でその結果を知ることができる。これもまた両者の異なるところである。

三 単式簿記と複式簿記の相違を知るためには、初編の第三章と第二編の第三章（注4）とを比較すれば解る。取引の内容が同じであるから、帳簿の付け

方の違いをみればよく解るであろう。

四 複式簿記は単式簿記と異なり、一つの取引を二重にも三重にも大帳へ記入することから名付けられたものである。

五 この記帳の仕方では、大帳に同じ金額を借貸で記入する。即ち、帳簿の借の方（注5）へ二重、三重に記入した同じ金額を、貸の方へも二重、三重に記入するのである。従つて、借貸は互いに均衡することとなる。

六 この方法で記帳が正しいかどうかを明らかにすることができ。同じ金額の借貸をもつて相平均する方法は複式簿記の原則であり、金銭に明るい商売人は、実際にこの方法を使つて大変便利だと賞賛している。

七 一般の人はこれを非難し、この方法は分けが解らず複雑であり、未熟な人の心を惑わす方法で、却つて、帳簿としての用を成さないという人までいる。考えてみるに、このような愚論は取るに足らないことであり、後日、もしその人が多少なりとも知識のある人であれば、この帳簿の付け方が理解できなかったとして、必ず恥ずかしい思いをすることであろう。

八 もし、複式簿記の善し悪しを疑う人がいれば、左記のように答えよう。複式簿記は単式簿記の働きを全て備えており、一つとして欠けている点はない。単式簿記の働きは一つとして複式簿記に異なることはない。ただ、複式簿記は単式簿記の働きを更に十分に成すものである。

九 私の知るところにおいて、この二つの方法の相違を言えば、単式簿記では資産と負債を記入するだけであるが、複式簿記では資産と負債を示し、更に

また、収益と費用の結果も示す。

十 これが複式簿記の一番の目的とするところであるから、慎重な人は必ずこの方法を使わざるを得なくなる。この方法によれば、いろいろな取引の利不利を互いに比較して利のある方に従うことができる。単式簿記では書き損じや勘定違いをそのまま見過ごしてしまうことがあるが、複式簿記ではそのようなことは極めて少ない。

十一 複式簿記においても勘定の主たる帳簿は大帳である。そのことは両方法とも異なることではない。

十二 しかし、単式簿記の大帳には他人との取引を記入するだけである。複式簿記の大帳には、取引を行う都度その取引の種類とその取引から生ずる費用や収益の結果を記入する。

十三 従って、複式簿記の大帳は借貸の人との勘定を示すだけではなく、取引で取り扱った商品並びに損益の生ずる原因までも全て皆これを勘定としてここに記入することとなる。

十四 一般的には、複式簿記においても金銀出入帳、手形帳を使うことは単式簿記と同様であるが、金銭や手形について実際に示すのは大帳の勘定である。

十五 複式簿記に主として用いる帳簿を三つに分け、日記帳、清書帳、大帳とする。

十六 時には、日記帳と清書帳とを一つにして両用兼ねることもある。

日記帳のこと

十七 日記帳は帳簿の原簿（注6）であり、取引の手続きを日付順に従って記入したものである。

十八 その記入の仕方は、簡単にして解りやすく、少しも不明瞭なことがあつてはならない。また、余計なことを記入して読む人の心を惑わしたり、あるいは、言葉足らずで誤解を生ずることなどはいづれも良くないことである。

清書帳【仕訳帳】のこと

十九 清書帳は、これを日記帳と併せ別々に使う時は日記帳と大帳との間の帳簿である。

二十 その役割は、全ての取引を大帳に記入する前にその借貸を明らかにすることである。

二十一 各取引の借貸を決めることを名付けて仕訳という。

大帳のこと

二十二 大帳は始めから終わりまで全てを記録する帳簿である。これを簿記の仕上げの帳簿といふことができる。

二十三 取引で総勘定の必要な事柄は全て大帳に見ることができ、その時点の

資産と負債とを示すのみならず、それぞれの取引について損益のあるかないかまでもこの帳簿によって知ることができる。

二十四 このように他の帳簿の記録を集めて大帳に記入することを名付けて写し【転記】という。

次にこの三つの帳簿の例を挙げて、一つの取引についてそれぞれその記録の仕方を示すので、これでこの用法を知ってほしい。

(注 3) 『小帳』『大帳』に対して使われ、ここでは「売帳」や「仕入帳」などを指している。

(注 4) 『初編の第三章と第二編の第三章』巻四、一頁『訳者付記』参照。

(注 5) 『借の方』(かりのほう)「借方」という用語は初編で一度使っているが、その後全く使われていない。そこで、ここでは「かりのほう」と読んでおきたい。

(注 6) 『原簿』原文には「元帳」とあったが、文章の流れから「原簿」と訳した。

明治六年

日記帳

一月一日

東京

✓	山城屋より仕入れ代金掛 麦粉 五百俵	五、〇〇〇	
✓	大和屋へ売上げ代金現金 麦粉 百俵	一、〇五〇	銭の位
	二日		
	単価一〇円五〇銭也		
	単価一〇円也		
	円		
	銭		

明治六年

清書帳【仕訳帳】

一月一日

借

貸

一頁	商品	借	五、〇〇〇	五、〇〇〇
二頁	山城屋へ			
三頁	現金	借	一、〇五〇	一、〇五〇
一頁	商品へ			
		大帳に借又なるは		
		大帳の借又なるは		
		大帳の頁数		

大 帳 【元帳】

		一月 一日			
借		山城屋へ	借になる訳		借
		一頁	清書帳の頁数		
		五、〇〇〇			
山城屋		一月 二日			
		現金にて	貸になる訳		貸
		一頁	清書帳の頁数		
		一、〇五〇			
貸					

支払っていないために『借』である。現金にて千五十円貸とは、現金でその商品を大和屋へ売り、その代金を金庫預かり人に手渡したので『貸』である。

また、山城屋の勘定で商品にて五千円貸というのは、この金額の商品を掛けて売り渡し、代金はまだ受け取っていないために『貸』である。また、現金の勘定で商品へ千五十円借とは、金庫預かり人が商品預かり人よりその金額を受け取り、金庫へ納めたということで『借』である。複式簿記を学ぶ者は、早く理解するためにこのように考えても良い。なお、詳しくは後に示す例で見ると良い。最初の日記帳の例で、『山城屋より仕入金掛け』というのを『掛け』とのみ書いても差し支えない。

勘定の学問（注7）

二四 商売に必要なものはその順序、手続きを記す帳簿であるというけれども、二十五 『勘定の学問』の主とするところは、大帳で取引の結果を明らかにすることである。このことが複式簿記における最も重要なことである。複式簿記で用いる大帳では全ての取引を漏らすことなく記録し、いつでも取引の内容を明らかにするものである。

二十六 大帳のそれぞれの勘定に書かれている事柄は、その記録毎に出し入れの事実を示しており、資産、負債、収益、費用の四項目の内の一つを示し、

伊賀屋へ支払うべき掛け残金即ち負債

一、〇〇〇

借

雑費

貸

一月三十

現金へ

三〇〇

三十一

雑費即ち費用

三〇〇

(注7) 『勘定の学問』「複式簿記の記帳方法は学問である」という福澤諭吉の考え方を示したタイトル。敢えて、現代語訳をしなかった。

(注8) 勘定口座の摘要欄の下方に横線が一本引いてある。原本にあるのでそのまま引いたが、何のための線か解らない。

右の例に挙げた勘定口座の内容については、全て大帳に記入すべき事柄である。ただ、資本金勘定だけは省略した。資本金即ちこの帳簿の主人たる人物の勘定であるが、もし、このことを大帳に記載して勘定口座を設けるとすれば、商売の最初に元入れた金額を記載して、借貸の勘定をなすべきはずのもので

以上のことから一般的に次のことが解る。

三十二 第一 勘定とは、人や商品或いは事柄に関することを記録して、その結果を明らかにするものである。

三十三 第二 勘定口座は必ず二段に分け、一方を『借』と名付け、他方を『貸』と名付ける。両方共に別々の取引を記入してその結果を見る。一般的に言えば、両方の金額を照合し、その差によって商取引の様子を知り、その大切な結果を分かるようにしたものである。

三十四 第三 勘定口座はこれを二つに分類する。その一は資産と負債を示し、その二は収益と費用を示すものである。

三十五 第四 取引の純損益は大帳の収益と費用を示す勘定口座の内容で明らかであると言えるが、なお、また資産と負債を示す勘定口座の結果を見れば、その損益は明らかに財産の増減に一致するので、この増減によっても損益の多少を知ることができる。

借と貸との事

三十六 「借」と「貸」の字を良く理解して、その字の意味を明らかにすることは簿記学上大変難解なことであり、このために各簿記学者たちも常に困っている。あるいは、名誉を重んずる先生はその才知で世に誇ろうと、帳簿を付ける妙案を發明したとして簿記学についての著述を考えようとする。そし

て、この方法を用いれば簿記学教授の風評を一変して、将来に亘り世のために平易な帳簿の付け方の道を開くことができるという者がいる。学問に苦む生徒がこの説明を聞いて、更に詳しく尋ねれば先生の言っていることもまた別段奇異なことではない。ただ、「借りる」と「借りられる」という意味のことを言っているのである。「借」とあれば、全て皆貴店から借りたものである。「貸」とあれば、全て皆貴店の借りたものである。従って、貴店が他店へ責を負わずものを「借」とし、貴店への債務を「貸」とするものである。

また、ある学者は前の説と相反して、「借」も「貸」もその字の意味により所があるわけではない。簿記では「借」と名付け、「貸」と名付けたものは、実際は「借」でも「貸」でもない。またその場その場に依じてその意味が異なっているという者がいる。

三十七 右のように簿記学上の内容の説明の方法が異なっているだけの事であるから、その学問の本来の目的に添ってこれを勘定の事実に基づいて使用すれば、どちらの説も異なっていることではない。

人々の議論が異なっていて、その方向が異なっていたとしても、良くこの学問の趣意を理解して自由にこれを議論し使用する者は、即ち、貴重な人物であり、自分【論吉】としては、もとよりこれを軽蔑すべきではないと考える。あるいは又、その説を退け自分の説を主張するつもりもない。

元来、学問を説く良い方法はないものかとこれを調べることは、ただ学問

上の議論であつて事實に關係することではない。簿記学を教える人の主とすべきところは、学問を説くことの上手下手ではなく、学問を理解しこれを手を活用することである。

学習する者は左記の七箇条の規則を良く理解して、これを忘れることがなければ、商取引においてどのような帳簿でも「借」と「貸」とを考える上で難しいことではない。

規則

第一則 主人【出資者】

三十八 商売に元入金を出した主人は、その出資した金額と取引の結果得た利益をもつて「貸」とし、また、主人の引き受けた負債、店主私用の金額と損失をもつて「借」とする。

第二則 現金

三十九 現金の勘定は、受け取った金額を「借」とし、払い出した金額を「貸」とする。

第三則 商品

四十 売れ行きを見込んで仕入れた商品は、仕入れ代金をもつて「借」とし、その商品の売上げ代金をもつて「貸」とする。

第四則 受取手形

四十一 受取手形の勘定は、他店の手形、他店引受の証書、現金引き替えの約定書を当店が受け取った時、その書面の金額を「借」とし、これを引き替えるか、又は、他に使用する時はその金額を「貸」とする。

第五則 支払手形

四十二 支払手形の勘定は、当店振り出しの手形、当店引受の証書、その他全ての現金引き替えの約定書を出した時、その書面の金額を「貸」とし、これを引き替えた時は「借」とする。

第六則 他店

四十三 銀行その他全ての当店と取引する他店の勘定は、その当事者が当店に対して責務を負うか、あるいは、当店からかねてより負っていた責務を先方に返した時「借」となる。当店が先方に対して責務を負っているか、あるいは、先方からかねてより負っていた責務が当店へ返済された時には「貸」となる。

第七則 雑費

四十四 どのような名目であっても掛かった費用はその金額を「借」とし、どんな事柄であっても収益を得た時はその金額をもって「貸」とする。

定【さだめ】

四十五 商取引上の活用資金は「借」であり、売上高は「貸」である。

本文の考慮すべき事項

総論の文

- 一 本式（注9）の帳簿の付け方は、略式（注9）よりも優れていて学問として考えられるのはどういふことか。
- 二 両方法の相違するのはどのようなところか。
- 三 その相違を明確にするためにはどうしたらよいか。
- 四 本式（注9）とはどのように名付ければよいか。
- 五 大帳に記入することはどのようなことか。
- 六 大帳に借貸同じ金額を記入することはどのような利点があるか。
- 七 借貸同じ金額を記入する方法について、人々はどのように言っているか。
- 八 複式簿記の善し悪しを疑問視する人がいる時、どのように答えたらよいか。
- 九 自分【諭吉】の見解による本書における両方法の相違はどういふところか。
- 十 商売人が複式簿記を使うのはなぜか。
- 十一 複式簿記における主たる帳簿は何か。
- 十二 複式簿記の大帳と単式簿記の大帳の相違はどのようなところか。
- 十三 複式簿記の大帳には他店勘定の他何を記入するのか。
- 十四 現金と手形に関することは金銀出入帳と手形帳にだけ記入するのか。
- 十五 複式簿記で使用される主な三つの帳簿は何か。

- 十六 時に三つの帳簿を二つにするとすれば、何帳と何帳を合わせたらいいか。
十七 日記帳には何を記入するのか。
十八 日記帳の書き方はどうすべきか。
十九 清書帳は他の帳簿に対してどのような意味があるのか。
二十 その働きは何であるか。
二十一 借貸を定めることをどう名付けたらよいか。
二十二 大帳にはどのような働きがあるか。
二十三 大帳には何を記入するのか。
二十四 大帳に記入することをどう名付けたらよいか。

「勘定の学問」の文

- 二十五 勘定記入への主たる目的は何であるか。
二十六 大帳のそれぞれの勘定は何を意味しているか。
二十七 その結果を明らかにするためにはどうしたらよいか。
二十八 現金の勘定で借の方が多いとき、貸との差は何か。
二十九 商品の勘定で貸の方が多いとき、借との差は何か。
三十 他店勘定で貸の方が多いとき、借との差は何か。
三十一 雑費の勘定で借の方が多いとき、貸との差は何か。
三十二 勘定とは何か。

- 三十三 勘定の形式はどうしたらよいか。
- 三十四 勘定はどのように区分したらよいか。また、これを区分してどのようなことを示すのか。
- 三十五 勘定記入から得られる純損益は、どのようなことと合致すればその結果が正しいと判断できるのか。
- 三十六 勘定記入の問題点はどういうことか。
- 三十七 複式簿記で実際に帳簿に記載することについて、学者によってその方法の異なることがあるのか。
- 三十八 出資者は何を借とし、何を貸とするか。
- 三十九 現金の勘定は何を借とし、何を貸とするか。
- 四十 商品勘定ではどうか。
- 四十一 受取手形勘定ではどうか。
- 四十二 支払手形勘定ではどうか。
- 四十三 他店勘定ではどうか。
- 四十四 雑費の勘定ではどうか。
- 四十五 借貸の定義をどうするか。

(注9)『本式・略式』は「複式簿記・単式簿記」と訳してきたが、ここでは文の流れから「本式・略式」のままとした。

「掛け取引記入帳」のこと

掛け取引の記入帳は、取引そのままにその内容に従って各勘定に記入し、先方の取引先に対して借となったり、あるいは、貸となったりして、代金の決済が済んでいないことを示すものである。掛け取引でその取引高が次第に多くなる時は、互いの支払金額を計算してその過不足の差額を支払い、互いに損失を出さないがために、掛け取引の記入帳の書き付けを作らなくてはならない。支払金額を計算する方法は、一般に販売されている算術の本にもあるが、拙著「大
学用帳合之法」にも詳しく記載している。左記に示す掛け取引の記入帳はその最も簡単な例である。

丸屋善八様
福澤諭吉

掛け取引

明治
六

八月	〃
一日	十五
同	同
差引不足	
	一三五〇五
八八	一九五
〇五	

(注 10) 日付の欄は、原本では横書きであるが読みやすくなるため縦書きとしました。

(注 11) 『七月十五日』及び『差引不足』の金額記載に間違いがあったが、訂正して正しい金額を記載した。

第一章

日記帳、清書帳【仕訳帳】、大帳を用い、仕訳、総勘定等の記入の方法を示す。但し、商売は利益の出ている状態である。

端書き

左記に示す第一章の例は、商取引の最も簡単な内容を示すものである。その言わんとするところは、前述の七箇条の規則を明解にして、学ぶ者が次第に帳簿に記入する極意を得るための手引き書である。

全て取引は、その事実が起きた順に従ってまずこれを日記帳に記入する。即ち、取引のありのままの記録である。その後、この記録を清書帳に転記し、清書帳より大帳に転記する。

取引を清書帳に記入することについて心掛けなくてはならない第一は、その取引に関する人か、又は、物を定めること。第二は、その人、又は、物の取引の内容を明らかにすること。第三は、既に人か物かも定まり、また、取引の内容が明らかになった後は、七箇条の規則に従って借貸を定めることである。

例えば、右の日記帳の最初に、山城屋から掛けで麦粉千俵買うとある。ここ

でこの取引に関するものは山城屋と麦粉である。この取引に関する内容を見ると、この帳簿の主は山城屋に対して借りとなり、麦粉はその原価分だけ店主に対してこの借り高だけ負わせることとなる。つまり、規則に従ってこれを見れば、第六則に他店の勘定は当店がその店に対して責務を負う時は「貸しである」とある。

また、第三則に商品はその原価をもって「借りとする」とある。仕訳の仕方としては、「借」を先に記入して、「貸」を後に記入することとなるので、麦粉借六千円、山城屋へ六千円と記入する。これを大帳に転記するには、麦粉と山城屋とは別にその勘定の口座を設け、麦粉を「借」とし、山城屋を「貸」とする。

また、大帳には、月日と金額を記入するだけで取引の内容が解ればよいので、他のことを書く必要はない。ただ、取引を解りやすくするために、清書帳の借貸の一方を写して、これをそこに記入することが一般的な方法である。また、日記帳の上にある「レ」の印は、日記帳に記入した順序に従ってこれを清書帳に転記する時、すぐにその部分に付けて転記したということを確認するためのものである。また、清書帳の上にある頁数の文字は、清書帳の内容を大帳に転記する時、大帳の頁数を記入し、この内容は大帳の何頁に転記し、その内容は何頁に転記したという目印とするものである。また、大帳の金額の上にある頁数の文字は清書帳の頁数であり、この金額の取引は清書帳の何頁から転記したの目印である。

また、大帳の勘定については記入するけれども、掛け勘定については締め切らずにおき、そして、その結果を知るためには口座毎に借の方であっても、貸の方であっても余白の広い方に「ペンシル」≪西洋の石筆又はポトロヲトともいう≫(注12)で仮に出し入れの差を記載しておく。次に、その詳細を知るためには四十頁(注13)の総勘定の書き付けようにする。但し、大帳の結果を示すことはこの章の目的ではなく、その詳細は第二章で見えていただきたい。

ここで簿記を勉強する者は全て本書にある練習問題を行い、一つとして解らないことのないようにしていただきたい。既に勉強したことを理解していないにもかかわらず、先に進んで新しい章を勉強しようとするのは学ぶ者として決してやってはならないことである。

(注12) ≪内の一文中(二行)は、本文では一行のスペースに二行で小さく書き、注釈のごときである。この現代語訳書では≪書きとした。≫

(注13) 『四十頁』この現代語訳書では四十七頁。

第一章

明治六年

日記帳

一月一日

東京三田

福澤諭吉

✓	✓	✓	✓
和泉屋へ売上代金三十日限同人振出手形受取り 麦粉 百五十俵 単価七円也	河内屋へ売上代金掛け 麦粉 二百五十俵 七日 単価七円〇〇錢也	大和屋へ売上代金現金 麦粉 三百俵 五日 単価六円五〇錢也	山城屋より買付代金掛け 麦粉 千俵 二日 単価六円〇〇錢也
一、〇五〇	一、七五〇	一、九五〇	六、〇〇〇

✓	三河屋へ売上代金五日限同人振出手形受取り	二十日					
✓	尾張屋より買付代金掛け 大麦 千俵	十八日	単価七五錢也				七五〇
✓	志摩屋へ売上代金現金 麦粉 百俵	十八日	単価六円也				六〇〇
✓	伊勢屋より買付代金現金 麦粉 三百俵	十七日	単価五円也				一、五〇〇
✓	帳面筆紙購入代金現金支払い	十五日					五〇
✓	伊賀屋へ売上代金現金 小麦 百俵 単価一円二五錢也 麦粉 百俵 六円七五錢 六七五	十四日					八〇〇
✓	大坂屋より買付代金六十日限当店振出手形支払い 小麦 五百俵	十二日	単価一円也				五〇〇

▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
書記官給料五十円、家賃五十円支払い	伊豆屋へ売上代金現金 小麦 五百俵 単価五円七五銭也二、八七五 大麦 五百俵 九〇銭	三河屋手形決済現金受取り	甲州屋へ売上代金掛け 小麦 千俵	駿河屋より買付代金掛け 小麦 千五百俵	遠州屋へ売上代金現金 小麦 四百俵 単価六円也 二、四〇〇 小麦 三百俵 一円一〇銭 三三〇〇	大麦 五百俵 単価八〇銭也 四〇〇 小麦 百俵 一円一五銭 一一五
	三十日	二十九日	二十八日	二十七日	二十五日	二十二日
	四五〇〇		単価六円〇〇銭也	単価五円五〇銭也	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	三、三二五	五一五	六、〇〇〇	八、二五〇	二、七三〇	五一五
一〇〇〇						

第一章

明治六年

清書帳【仕訳帳】

一月一日

借

貸

一頁	麦粉	借	六、〇〇〇
二頁	山城屋へ		
	麦粉原価六千円は第三則に従い		
	借、当店は山城屋へ借であるか		
	ら山城屋は第六則に従い貸		
三頁	現金	借	一、九五〇
	二日		
			六、〇〇〇

三六、三八五

六頁	五頁	一頁	四頁	一頁	四頁	一頁
	小麦 支払手形へ	十日	受取手形 麦粉へ	七日	河内屋 麦粉へ	五日
	借		借		借	
			受取手形は第四則に従い借、麦粉は第三則に従い貸	粉第三則に従い売上代金は貸	河内屋は当店へ負債を負うことになるので第六則に従い借、麦粉第三則に従い売上代金は貸	現金を受け取ったのであるから第二則に従い借、麦粉はこれを売上げ、代金を受け取ったのであるから第三則に従い売上代金は貸
	五〇〇		一、〇五〇		一、七五〇	
	五〇〇		一、〇五〇		一、七五〇	一、九五〇

三頁	一頁 三頁	三頁 六頁	一頁 五頁 三頁
現金	麦粉 現金へ 麦粉は第三則に従い借、現金は第二則に従い貸	雑費 現金へ 雑費は第七則に従い借、現金は第二則に従い貸	現金 小麦へ 麦粉へ 現金は第二則に従い借、小麦と麦粉は第三則に従い貸
借	借	借	借
六〇〇	一、五〇〇	五〇	八〇〇
	一、五〇〇	五〇	一二五 六七五

二頁	麦粉へ 現金は第二則に従い借、麦粉は第三則に従い貸	六〇〇
七頁	大麦 尾張屋へ 借 十八日 大麦は第三則に従い借、尾張屋は第六則に従い貸	七五〇
四頁 七頁 五頁	受取手形 借 二十日 大麦へ 小麦へ 受取手形は第四則に従い借、大麦と小麦は第三則に従い貸	一四〇〇 一五〇
三頁 二頁 五頁	現金 借 二十二日 麦粉へ 小麦へ 現金は第二則に従い借、麦粉と小麦は第三則に従い貸	二、七三〇 二、四〇〇 三三〇

七頁	二頁	三頁	四頁	三頁	八頁	二頁	八頁	一頁	八頁
現金は第二則に従い借、 小麦と	現金 小麦へ 大麦へ	現金 二十九日 借	現金 受取手形へ 現金は第二則に従い借、 受取手形は第四則に従い貸	現金 二十八日 借	甲州屋 小麦へ 甲州屋は第六則に従い借、 小麦は第三則に従い貸	甲州屋 借	甲州屋 借	小麦 駿河屋へ 小麦は第三則に従い借、 駿河屋は第三則に従い貸	小麦 二十五日 借
	三、 三二五		五 一五		六、 〇〇〇			八、 二五〇	
	二、 八七五 四五〇		五 一五		六、 〇〇〇			八、 二五〇	

借 仕入原価

麦 粉

売上代金

貸

第一章

大 帳 【元帳】

		三頁	六頁
		雑費 現金へ 雑費は第七則に従い借、現金は 第二則に従い貸	大麦は第三則に従い貸 三十日 借
三六、三八五		一〇〇	
三六、三八五		一〇〇	

一月 六 明治	借	大 麦	借	一月 六 明治
十八	仕入原価		雑費支払高	
売上代金 尾張屋へ 八五〇				支払残の手形 五〇〇
五頁				
七五〇			雑 費	
〃 一月 六 明治				一月 六
廿九	売上代金			十日
現金にて 受取手形にて				小麦にて
七頁 五頁				三頁
四五〇				五〇〇
	貸			
			貸	

甲
州
屋

駿河屋へ当店の借 (注 14) 八、二五〇	
明治 六月 一月	
廿五	
麦粉にて	
六貫	
八、二五〇	

借 駿河屋へ向けて当店の勘定 貸 当店へ向けて駿河屋の勘定

駿
河
屋

尾張屋へ当店の借 (注 14) 七五〇	
明治 六月 一月	
十八	
大麦にて	
五貫	
七五〇	

借 尾張屋へ向けて当店の勘定 貸 当店へ向けて尾張屋の勘定

尾
張
屋

仕入原価 七五〇	
売上利益 一〇〇	
八五〇	

取らず同店に貸したということである。従つて、麦粉は大帳においてこの河内屋のために貸であるということである。

また、大帳の勘定に細字で掛け代金を記載すること、例えば、最初の麦粉の勘定の下段に一七、三〇〇とあるが、これは売上代金の合計として一万七千三百円ということを仮に記載したものである。

また、これを上段に移してその金額から一五、七五〇を引いているのは、売上代金から仕入原価を差し引いて残額を利益として示したものである。この差し引きのことは本文の端書きにも書いたが、いずれも仮に記載するものであるから、実際には「鉛筆」で書いても良いことである。

総勘定

右の諸帳簿によつて一ヶ月間の取引した様子を明らかにすることができ、関係した勘定によつてその結果を知ることが出来る。大帳の勘定は左記のとおりである。

大帳【元帳】より

平均之改【試算表】

借

貸

一五、七五〇	仕入原価	麦粉	売上代金	一七、三〇〇
九、九二〇	山城屋へ向けて当店の勘定	山城屋	当店へ向けて山城屋の勘定	六、〇〇〇
一、七五〇	受取入金	現金	支払出金	一、六五〇
一、五六五	河内屋へ向けて当店の勘定	河内屋	当店へ向けて河内屋の勘定	
五〇〇	他店の手形受取高	受取手形	他店の手形決済高	五一五
	仕入原価	小麦	売上代金	五七〇
一五〇	当店の手形決済高	支払手形	当店の手形振出高	五〇〇
七五〇	雑費支払高	雑費		
	仕入原価	大麦	売上代金	八五〇
	尾へ向けて当店の勘定 (注15)	尾張屋	当店へ向けて尾の勘定	七五〇
	駿へ向けて当店の勘定	駿河屋	当店へ向けて駿の勘定	八、二五〇
六、〇〇〇	甲へ向けて当店の勘定	甲州屋	当店へ向けて甲の勘定	
三六、三八五		借貸一致		三六、三八五

(注15) 『尾』は尾張屋のこと。『駿』は駿河屋、『甲』は甲州屋。

右の書き付けを名付けて「平均ノ改」と言う。即ち、この書き付けの趣旨は、大帳にある借の金額と貸の金額とが一致して間違っていないかどうかを改め正

すためのものである。このように名付けたのである。そもそも大帳において借貸の金額は互いに一致するが、それぞれの勘定には随分誤りがあることもあるので、この「平均ノ改」で必ず大帳に間違いはないとの証拠にはならない。しかし、まずこの書き付けの方法によれば大概のことには誤りのないことを得ることができ。即ち、この書き付けの合計金額を見ると、その金額は清書帳の合計金額と一致する。

もしも、清書帳から大帳へ転記する時に誤りがあれば、この合計金額が互いに一致するはずはない。また、清書帳の合計金額は日記帳の合計金額と一致するので、取引の元帳である日記帳から清書帳を経て大帳に至るまでの間に誤りのないことを知ることができる。

この勘定において誤りが生ずるとすれば、二つの点が考えられる。即ち、清書帳への記入が違っているか、あるいは、清書帳から大帳へ転記する時に間違いか、この二点の他は考えられない。

この誤りを防ぐために、右に記載した「平均ノ改」の書き付けには、大帳の締め切り金額を示すためにその総合計金額を記載した。もし、日記帳、清書帳に関係なく、ただ大帳の金額が一致するかどうか知るためには、その総額を出すには及ばず、出し入れの差のみを記載することもできる。

その例として左記に示す。

平均之改【試算表】

借貸の差を示す

借
貸

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
	麦粉	山城屋	現金	河内屋	受取手形	小麦	支払手形	雑費	大麦	尾張屋	駿河屋	甲州屋
	売上利益	同店へ当店の借	有り高	当店へ同店の借	有り高	売上利益	未決済の当店振出しの手形	雑費支払高	売上利益	同店へ当店の借	同店へ当店の借	当店へ同店の借
	収益	負債	資産	資産	資産	収益	負債	費用	収益	負債	負債	資産
一七、二二〇	八、二七〇	一、七五〇	一、〇五〇					一五〇				六、〇〇〇
一七、二二〇	一、五五〇	六、〇〇〇						五〇〇	一〇〇	七五〇	八、二五〇	

借貸一致

この「試算表」においても、借と貸との一致を見ることは前述の「試算表」と異なることはない。但し、この例としての「試算表」では、同じ勘定の借から貸の金額を差し引いたり、貸から借の金額を差し引いて記入している。この二つの方法は各々便利な点があるので、どちらが良い方法とか、どちらが悪い方法とかの問題ではない。あるいは、様式を改めて、両方の良い点を一つの表で兼ね備えた最も良い例を後に示したい。

借貸の差を示す「試算表」においては、大帳の勘定に記入している項目毎に、資産、負債あるいは収益、費用の四項目の結果を知ることができる。それ故、細心の注意を払って、それぞれ順序、種類を誤らないようにして明記することは、複式簿記の「善」を尽くし、「美」を求める学問の意義を見ることができよう。その意義とは何であるか。純損益は正しく財産の増減に一致するという事実である。全くそのとおりである。

左記に総勘定の書き付けを二様式示すので、学生諸君はこれを真面目に練習していただきたい。

資産と負債【貸借対照表】

	三 十 七 二	三 五 四 三		
	駿河屋	尾張屋	支払手形	山城屋
	同人へ当店の借	同人へ当店の借	未決済の当店の振出の手形	同人へ当店の借
現在の財産	八、 二五〇	七五〇	五〇〇	六、 〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一、 五七〇	一五、 五〇〇	一七、 〇七〇		

収益と費用【損益計算書】

	九 六 一	八
	麦粉 小麦 大麦	雑費 雑費支払高
	売上利益 〃 〃	費用 〃
	収益 〃 〃	純利益
	一、五五〇 〇〇〇 〇〇〇	一、七二〇 〇〇〇 〇〇〇
	一、五七〇	一、七二〇

右の二つの表に記載された番号を前記載例の試算表の番号と比較すれば、大帳の勘定は一項目毎に漏らさず記載することができる。また、その項目の内容

を明らかにすることができる。殊に、最後の「収益と費用」【損益計算書】の書面を見れば、複式簿記は大変便利であるという明らかな証拠を得て納得するであろう。

あるいは、事の意味を深く考えず、取引上の収益はただ財産を増やし、費用はただ財産を減らすと、一言で言えばそのとおりであり間違いではないが、簡単に物事を論じていては、未だ簿記の本質を理解しているとは言えない。それ故に、複式簿記の法則に従って大帳の記載をし、総勘定を作成して損益の様子を明らかにしたのが右の例である。ここで事柄の証拠が初めて明らかとなり、これが学問たる由縁である。

純利益を知ろうとするならば、仮に資本金を用意せずに商売を始めた時のことを考えてみなさい。純財産は必ず純利益と同じである。右のそれぞれに明らかにした事から推測して、左記の定則を得ることができる。

定 則

第一則 純利益を知るためには、総収益から総費用を差し引くか、又は、最後に、その時の資産から最初の資産を差し引けばよい。

第二則 現在の財産を知るためには、資産から負債を差し引くか、又は、純利益を純資産に加えればよい。

応用問題

例題一

一助という者が、左記のように元入れをして商売を始める。即ち、現金三百円、銀行預金四千円、商品五千円、手形二千五百円あり。このような元入れをして商売を始めた結果、収益と費用は以下のとおりである。商品売買による収益千五百七十五円、流行もの積み出し手数料収益五千円、雑費三百円、貸し倒れ損失千二百円

右のような時、純利益はいくらか、最終的な資産はいくらか。

答 純利益五千七十五円 最終資産一万六千八百七十五円

例題二

二助という者が、現金三千七百九十五円八十三銭の元入れをして商売を始める。一年後の資産と負債の様子は次のとおりである。即ち、資産の金額は、商品五千七百二十五円、現金三千八百七十五円九十銭、手形千五百円、貸付金八千五百円である。負債金額は、支払手形八千円、借入金三千五百円である。

右のような時、一年後の同人の財産はどれだけか、また、利益はどれ程か。

〔答〕一年後の財産八千一百円九十銭 利益四千三百五円七銭

例題三

三助という者が、全く元入れの金がなく商売を始める。一年後の大帳

益を意味するので、利益は一千四百円であり、資産も同額である。

例題四

左記の表は、商売を始めてから一年後の様子を示す「試算表」である。この「試算表」によれば、収益と費用、資産と負債との区別はどうすればよいか。

	現金	商品	土地	建物	大坂屋	伊賀屋	雑費	受取手形	支払手形	伊勢屋	志摩屋	
借	一〇、三九七	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇					
貸	六、七九二	一五、〇〇〇	一、二〇〇	二、五〇〇	九、七五〇			五、〇〇〇	一、五〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇	
	八四〇									一六〇		
	四七、五九七	四七、五九七										

右の問題並びに次に示す練習問題を解答するためには、三十九頁（注17）に記載した総勘定の様式に従って作成すること。

（注17）この現代語訳書では五十一〜五十三頁にあたる。

練習問題 第一問

覚え書き

一月一日 元入れなく商売を始める。山城屋から五千七百五十円の商品を買い取り、代金は掛けとする。

大和屋へ大幅羅紗一尺五円にて一丈、錦織一尺八円にて三尺売り渡し、代金は現金で受け取る。

筆墨紙並びに郵便切手代十円支払い。

同日 河内屋へ七円五十銭にて羅紗羽織地一着、二円にて同飾り装束一揃い、裏地木綿一尺十二銭にて五丈売り渡し、代金は掛け。

同日 和泉屋へ長靴一足三円五十銭にて一箱二十四足、フランネル一尺五十銭にて二丈五尺売り渡し、代金は六十日限同店振り出しの手

形を受け取る。

大坂屋へ十円にてメリヤス一箱、形付き更紗一尺十銭にて七丈五尺売り渡し、代金は現金。

同 五日

山城屋へ掛け代金五十円支払い。

同 七日

伊賀屋へ三千七百円にて綿羅紗並びに襦袢地木綿を送り状で売り渡し、代金は現金で三千円受け取り、残額は掛けとする。〔訳者注〕

同 九日

店舗家賃百円支払い。

河内屋より掛け代金全額**円（注18）受け取り。

同 十日

伊勢屋へ大幅羅紗一尺三円七十五銭にて二丈、ご紹一尺一円にて五丈売り渡し、代金は掛け。

同 十二日

志摩屋へ女もの長靴一足二円にて十二足、同半靴一足一円二十五銭にて一箱二十四足、男もの長靴一足四円にて三箱三十六足売り渡し、代金は現金。

同 十四日

書記官給料五十円支払い。

尾張屋へ襦袢一枚二円にて一組十二枚、絹ご紹一尺二十銭にて一卷七丈五尺、裏木綿一尺十銭にて一卷五丈売り渡し、代金は現金。

同 十五日

三河屋より二千五百円にて大幅羅紗を送り状で買い取り、代金は三ヶ月限の当店振り出しの手形を渡す。

遠州屋へ大幅羅紗一尺三円五十銭にて二卷五丈、羅紗一尺十二銭

同 十六日

にて二丈五尺売り渡し、代金は現金。
山城屋へ掛け代金二千円支払い。

駿河屋へ裏木綿一尺十五銭にて十五丈、大幅羅紗一尺四円にて五丈売り渡し、代金は掛け。

同 十八日

伊勢屋より掛け代金全額***円(注19)受け取り。

甲州屋へ女ものゴム付き襦袢一枚二円にて三組三十六枚、男もの襦袢一枚二円二十五銭にて四組四十八枚売り渡し、代金は現金。

同 二十日

伊豆屋へ洗い麻布一尺七十五銭にて一卷五丈、金巾【かなきん】一尺十銭にて三巻十五丈、裏木綿一尺十四銭にて五巻二十五丈売り渡し、代金は現金。

同 二十一日

相模屋へ女もの靴一足二円にて二箱四十八足、子供靴一足一円五十銭にて五箱六十足売り渡し、代金は掛け。

同 二十二日

小雑用十五円五十銭支払い。

同 二十五日

伊賀屋より掛け代金三百五十円受け取り。

山城屋へ掛け代金五百円支払い。

武蔵屋へ大幅羅紗一尺四円にて五丈、ご紹一尺一円二十五銭にて七丈五尺売り渡し、代金は掛け。

同 二十七日

安房屋へ白紗一尺二十五銭にて三巻六丈、唐線一尺十一銭にて三巻十二丈売り渡し、代金は現金。

上総屋へ極上フランネル一尺一円二十五銭にて四丈、更紗一尺十

錢にて八卷二十五丈売り渡し、代金は三十日限同店振り出しの
形受け取り。

同 三十日 下総屋へ三千四百五十円にて商品全て仕入帳の通り売り渡し、代

金は現金。

山城屋へ掛け代金全額三千二百円支払い。

(注 18) 金額は各自計算。因みに、答は一五円五十銭。

(注 19) 金額は各自計算。答は百二十五円。

平均之改

左記に示す「平均ノ改」は、前記取引の結果を明らかにする大帳の内容を示すものである。学習する諸君が「平均ノ改」の記載事項によつて総勘定を作成するためには、第一章で示した総勘定作成の方法に従いなさい。

大帳の内容を示す

平均之改【試算表】

借

貸

山城屋
 商品
 現金
 雑費（注21）
 河内屋
 受取手形
 伊賀屋
 伊勢屋
 支払手形
 駿河屋
 相模屋
 武蔵屋

（注20）

（注20）
 （注20）

二二三、 六三八	二九三 一八六 二二二	一二五	七〇〇	一七一	一五五	一七五	七、 七四八	八、 二五〇	五、 七五〇
四五	七五	五〇		五〇	五〇	五〇	七〇		
二二三、 六三八		二、 五〇〇	一、 二二五	三、 三五〇		一、 一五	五、 九二五	八、 九七二	五、 七五〇
四五						五〇	五〇	四五	

〔訳者注〕覚え書き七日の取引において送り状で売り渡すとは、商品を渡さず書面【送り状】だけで売り渡し契約をしたということである。

（注20）『商品』の貸、『現金』の借の金額は、原本ではそれぞれ一円ずつ少なく記載されている。これは明らかに集計間違いなので、この現代

語訳書では訂正し正しい金額を記載した。また、合計金額も同様に訂正した。

(注 21) 費用は全て雑費で処理している。

帳合之法卷之三終

